

宇川地域拠点施設整備基本計画策定業務

特記仕様書

令和5年8月

京丹後市 市長公室 丹後市民局

本仕様書は、宇川地域拠点施設整備基本計画策定業務公募型プロポーザルの実施に必要な最低限の内容を示すものであり、プロポーザルによる委託候補者選定後に技術提案内容等を勘案し、詳細な仕様を定めるものとする。

1 業務名

宇川地域拠点施設整備基本計画策定業務

2 履行場所

京丹後市地内

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月28日まで

4 業務の目的・概要

本業務は、宇川アクティブライフハウス（旧下宇川保育所）の今後のあり方や工事中である上野・平バイパス（国道178号線）の完成も見据えた現状と課題を整理し、宇川地域におけるコミュニティづくりや地域活動の拠点として施設のあるべき姿を検討するとともに、設置する場所をはじめ、必要な機能やその規模等、整備の方向性をまとめるための基本計画を策定するもの。

基本計画の策定にあたっては、宇川地域におけるコミュニティ活動の拠点として求められる諸機能の精査、施設運営方法の検討について提案いただき、地域住民の誰もが利用しやすく、親しみの持てる地域拠点施設の整備を目指し、当該施設の設計に必要な基本計画を策定することを目的とする。

5 計画施設

(1) 名称

(仮)宇川センター

(2) 場所

京丹後市丹後町宇川地内（設置場所はこの業務の中で検討を行う）

(3) 施設規模

約700㎡（施設規模はこの業務の中で検討を行う）

6 業務内容

以下の内容について検討を行い、宇川地域拠点施設整備基本計画を策定する。

(1) 事前調査

①情報収集

施設を整備するにあたり、該当する関係法令、関係計画、関連工事等について情報収集を行うこと。

②その他計画策定にあたり必要な調査

(2) 場所の検討

①候補地の提案

施設の設置場所について、候補地を選定し、それぞれの特性やメリット、デメリット、課題等を整理した上で、3案以上提案すること。

②場所の検討

市が設置する（仮称）宇川地域拠点施設整備検討委員会（以下、「検討委員会」という。）の意見等を踏まえた上で施設の候補地の選定を行うこと。

(3) 施設コンセプト及び施設機能等の検討

①施設コンセプトの検討

現状の施設の利用状況を踏まえた上で施設コンセプトの検討を行うこと。

②施設機能の検討

現状の施設機能を踏まえた上で施設機能の検討を行うこと。

③施設規模の検討

現状の施設の規模を踏まえた上で、施設機能に必要な諸室、設備及び施設の目標面積を検討すること。

④その他計画策定にあたり必要な検討

(4) 施設イメージ図の作成

①敷地内の施設の配置を検討

②ユニバーサルデザインの検討

③施設駐車場の検討

④その他計画策定にあたり必要なデザインの検討

(5) その他計画の検討

①環境対策の検討

省エネルギー等、環境配慮に関する対策を検討すること。

②防災対策の検討

防災に関する備え、防災機能に関する対策を検討すること。

③防犯対策の検討

防犯に関する備え、防犯機能に関する対策を検討すること。

④事業スケジュール

基本設計、実施設計、工事スケジュールを検討すること。

(6) 事業費用、経常費用の算出

①概算設計費の算出

基本設計、実施設計に要する費用の概算額を算出すること。

②概算施工費の算出

施工に要する費用の概算額を算出（設備、備品含む）すること。

③概算運営費・維持管理費の算出

供用開始後の施設の運営及び維持管理に要する費用の概算額を算出すること。

(7) その他計画策定に必要な事項

①庁内会議、区長会等への資料作成支援を行うこと。

②地域拠点として当該施設にとって参考になる事例を3事例ほど提供すること。

(8) 全体スケジュール

- ①検討した基本計画（素案）について、検討委員会や区長会等での説明に同席すること。
- ②パブリックコメントの時期を令和6年2月に予定しているため、基本計画（素案）を令和6年1月に作成すること。

7 業務事務

(1) 業務計画

契約後速やかに次に掲げる内容について業務計画を策定し提出すること。

ア 作業実施計画書

（検討業務内容、業務遂行方針、業務実施体制、担当者一覧等）

イ 工程表

ウ その他発注者が必要と認めた書類

(2) 業務報告

業務実施状況、進捗状況、問合せ内容（回答等を含む）等について次に掲げる内容の記録を提出すること。

ア 実施概要

イ 各業務報告

ウ 打合せ・会議記録（資料含む）

エ 庁内等説明用資料

オ その他発注者が必要と認めた事項

(3) 打合せ

業務を適正かつ円滑に実施するため、定期的（月に1回以上）に打合せを行い、協議が必要な事項があれば、必要に応じて別途打合せを行うこととする。打合せを行ったときは、その都度「打合せ記録簿」を作成し、発注者に提出すること。

8 成果品

成果品は以下の内容とする。

第6項による業務で作成した計画等を報告書に取りまとめ、2部提出。

(1) 報告書及びデータ

A4版カラー印刷左綴じを基本とする。

内容は以下の項目を網羅すること。

- ・事前調査内容
- ・検討結果内容
- ・施設コンセプト
- ・施設機能、規模、運営方法
- ・施設イメージ図
- ・環境、防災、防犯対策の検討内容
- ・その他必要な事項（概算事業費、事業スケジュール等）

基本計画書のデータとしてPDF版の提出とあわせて、その作成された

形式（MicrosoftWord 形式、MicrosoftExcel 形式、MicrosoftPowerPoint 形式等）のまま、記録媒体（DVD）に納めて提出すること。また、作成したイラストや表・グラフの MicrosoftExcel 形式等の各種データは、算出式や算出根拠を明確にし、本市が修正や年度ごとの進捗管理が可能な様式で提出すること。また、その他協議で必要となった資料も提出すること。

9 その他

(1) 法令等の遵守

受注者は、本業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 成果品の帰属

本業務における成果品は、全て本市に帰属するものとする。受注者は、本市の承認を得ずに複製、使用、流用又は公表してはならない。

また、本業務の履行にあたり第三者の著作権等に抵触するものについては、受注者の責任において処理するものとする。

(3) 協議

本仕様書に定めのない事項並びに仕様書に疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。